

山梨県警察本部訓令第2号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月11日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令（山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令の一部改正）

第1条 山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令（昭和42年山梨県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第4条第2号及び第5号から第7号まで」を「第4条第5号から第8号まで」に改める。

別表第1会計の部を次のように改める。

会計	庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。	
	出納	出納	1 県費の収入・支出に関すること。 2 国費の歳入・歳出に関すること。 3 国費の決算に関すること。 4 反則金の収納に関すること。	
	予算	予算	1 県費の予算・決算に関すること。 2 国費の予算に関すること。	
	調度	調度	1 物品の管理及び処分に関すること。	
	施設整備室	管財	管財企画	1 警察施設整備の企画・立案に関すること。
			管財	1 土地及び建物の維持管理に関すること。
		営繕	営繕	1 営繕に関すること。
監査室	監査	監査	1 会計の監査に関すること。	

				2 会計事務の指導に関すること。 3 遺失物に関すること。
--	--	--	--	----------------------------------

別表第1 捜査第二の部広域知能犯の項を次のように改める。

広域知能 犯	広域知能 犯	1 広域知能犯罪の捜査についての企画、調整、指導及び教養に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 2 広域知能犯罪の捜査資料の収集整備に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 3 広域知能犯罪の捜査に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
-----------	-----------	--

別表第1 組織犯罪対策の部組織犯罪捜査室の款を次のように改める。

組織犯罪 捜査室	組織犯罪 捜査第一	組織犯罪 捜査第一	1 暴力団犯罪の捜査に関すること。 2 拳銃その他の銃器の取締りに関すること。
		組織犯罪 捜査第二	3 国際犯罪の捜査に関すること。 4 警察官等による拳銃等の譲受け等に関すること。
		組織犯罪 捜査第三	5 麻薬、覚醒剤、大麻等薬物事犯の取締りに関すること。
	組織犯罪 捜査第二	組織犯罪 捜査第四	6 特殊詐欺の捜査に関すること。 7 その他特命事項
		組織犯罪 捜査第五	
		組織犯罪 捜査第六	

組織犯罪 捜査第三	組織犯罪 捜査第七
	組織犯罪 捜査第八
	組織犯罪 捜査第九
組織犯罪 捜査第四	組織犯罪 捜査第十

別表第1 機動捜査隊の部中「(副隊長)」を「庶務」に改め、同表運転免許の部講

習の項中「運転適性相談」を「安全運転相談」に改め、同部免許の項中

- 1 運転と(都く。)
- 2 運転分室に
- 3 適性いて取
- 4 更新において
- 5 運転と(都く。)
- 6 優良分室に
- 7 運転こと。

免許証の作成及び交付に関するこ
留分室において取り扱う事務を除

- 1 運転免許証の作成及び交付に関する
と(都留分室において取り扱う事務を

。 免許証の更新に関すること（都留において取り扱う事務を除く。）。 検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 時講習に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 免許証の記載事項変更に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 運転者の賞揚に関すること（都留において取り扱う事務を除く。）。 免許台帳の整理及び保管に関する

を

く。）。

- 2 運転免許証の更新に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
- 3 適性検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
- 4 更新時講習に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
- 5 運転免許証の記載事項変更に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
- 6 優良運転者の賞揚に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
- 7 運転免許台帳の整理及び保管に関すること。
- 8 運転者管理システムに関すること。

こ
除
留
。 お
に
こ
除
留
。 る

に改め、同部都留分室の項中「運転適性相談」を「安全運転相談」に改め、同

表警備第一の部情報第四の項中

情報第三
情報第四

を

情報第三
情報第四
情報第五

に改める。

別表第2 甲府警察署の部組織犯罪対策の項及び南甲府警察署の部組織犯罪対策の項中「国際捜査」を「組織犯罪対策第三」に改め、同表南アルプス警察署の部刑事の項

及び日下部警察署の部刑事の項中

捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査課の所掌に属する事項
組織犯罪対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項

第二項

を

捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項

に改め、同表

大月警察署の部警務の項中

警察安全相談
留置管理

を

警察安全相談

に改め、同部刑事の項中

捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
組織犯罪対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項

を

捜査第一	本部刑事する事項
捜査第二	本部捜査に属する

企画課及び捜査第一課の所掌に属
第二課及び組織犯罪対策課の所掌 事項

に改める。

(山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令の一部改正)

第2条 山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務室の部会計課の項中

予算	予
----	---

を

予算
調度

	予
	調

に改める。

(山梨県警察職員の定数配置に関する訓令の一部改正)

第3条 山梨県警察職員の定数配置に関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 略

(山梨県警察被留置者の留置に関する訓令の一部改正)

第4条 山梨県警察被留置者の留置に関する訓令（昭和52年山梨県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

男性被留置者の委託留置順位

順位	1	2	3	4	5	6
----	---	---	---	---	---	---

委託署						
甲府	南甲府	笛吹	南アルプ ス	韮崎	富士吉田	
南甲府	甲府	南アルプ ス	笛吹	韮崎	富士吉田	
南アルプ ス	南甲府	韮崎	甲府	笛吹	富士吉田	
韮崎	南アルプ ス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田	
北杜	韮崎	南アルプ ス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田
鰍沢	南アルプ ス	南甲府	甲府	韮崎	笛吹	富士吉田
南部	南アルプ ス	南甲府	甲府	韮崎	笛吹	富士吉田
笛吹	甲府	南甲府	南アルプ ス	韮崎	富士吉田	
日下部	笛吹	南甲府	甲府	南アルプ ス	韮崎	富士吉田
富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	韮崎	南アルプ ス	
大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アルプ ス	韮崎

上野原	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アルプ ス	韮崎
-----	------	----	-----	----	-----------	----

附 則

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

第4号様式

山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令新旧対照表（第1条関係）

新	旧								
<p>(部付専門官の所掌事務等)</p> <p>第2条 規則第25条第1項の本部長が定める職は、次の各号に掲げるとおりとし、その主たる事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設管理監 規則第4条第5号から第8号まで に関すること</p> <p>。(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>本部の課の係別分掌事務</p>	<p>(部付専門官の所掌事務等)</p> <p>第2条 規則第25条第1項の本部長が定める職は、次の各号に掲げるとおりとし、その主たる事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設管理監 規則第4条第2号及び第5号から第7号までに関すること</p> <p>。(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>本部の課の係別分掌事務</p>								
<table border="1"> <tr> <td>課等</td> <td>課長補佐</td> <td>係</td> <td>分掌事務</td> </tr> </table>	課等	課長補佐	係	分掌事務	<table border="1"> <tr> <td>課等</td> <td>課長補佐</td> <td>係</td> <td>分掌事務</td> </tr> </table>	課等	課長補佐	係	分掌事務
課等	課長補佐	係	分掌事務						
課等	課長補佐	係	分掌事務						

略	等	等	
略	会計	庶務	1 課の庶務に関すること。
		出納	1 県費の収入・支出に関すること ○ 2 国費の歳入・歳出に関すること ○ 3 国費の決算に関すること。 4 反則金の収納に関すること。
		予算	1 県費の予算・決算に関すること ○ 2 国費の予算に関すること。
		調度	1 物品の管理及び処分に関すること。 と。
		管財	1 警察施設整備の企画・立案に関すること。 2 警察施設の整備に関すること。
施設整備室	管財	1 土地及び建物の維持管理に関すること。	

略	等	等	
略	会計	庶務	1 課の庶務に関すること。
		出納	1 県費の収入・支出に関すること ○ 2 国費の歳入・歳出に関すること ○ 3 国費の決算に関すること。 4 反則金の収納に関すること。
		予算	1 県費の予算・決算に関すること ○ 2 国費の予算に関すること。
		調度	1 物品の管理及び処分に関すること。 と。
		管財	1 土地及び建物の維持管理に関すること。 2 警察施設の整備に関すること。
施設整備室	調度	1 物品の管理及び処分に関すること。	

		ること。
	営繕	1 営繕に関すること。
監査室	監査	1 会計の監査に関すること。 2 会計事務の指導に関すること。 3 遺失物に関すること。

略

		と。
	営繕	1 営繕に関すること。
監査室	監査	1 会計の監査に関すること。 2 会計事務の指導に関すること。 3 遺失物に関すること。

略

捜査第二	略		
	広域知能 犯	広域知能 犯	1 広域知能犯罪の捜査についての 企画、調整、指導及び教養に関する こと（組織犯罪対策課の所掌に 属するものを除く。）。 2 広域知能犯罪の捜査資料の収集 整備に関すること（組織犯罪対策 課の所掌に属するものを除く。） 。 3 広域知能犯罪の捜査に関するこ と（組織犯罪対策課の所掌に属す るものを除く。）。

捜査第二	略		
	広域知能 犯	広域知能 犯	1 広域知能犯罪の捜査についての 企画、調整、指導及び教養に関す ること。 2 広域知能犯罪の捜査資料の収集 整備に関すること。 3 広域知能犯罪の捜査に関するこ と（組織犯罪対策課の所掌に属す るものを除く。）。

	広域知能 犯捜査	1 広域知能犯罪の捜査に関するこ と。
	略	
略		
組織犯罪 対策	略	
組織犯罪 捜査室	組織犯罪 捜査第一	1 暴力団犯罪の捜査に関するこ と。 2 拳銃その他の銃器の取締りに関 すること。 3 国際犯罪の捜査に関すること。 4 警察官等による拳銃等の譲受け 等に関すること。 5 麻薬、覚醒剤、大麻等薬物事犯 の取締りに関すること。 6 特殊詐欺の捜査に関すること。 7 その他特命事項
	組織犯罪 捜査第二	
	組織犯罪 捜査第三	
	組織犯罪 捜査第四	
	組織犯罪 捜査第五	

	広域知能 犯捜査	1 広域知能犯罪の捜査に関するこ と。
	略	
略		
組織犯罪 対策	略	
組織犯罪 捜査室	組織犯罪 捜査第一	1 暴力団犯罪の捜査に関するこ と。 2 拳銃その他の銃器の取締りに関 すること。 3 国際犯罪の捜査に関すること。 4 警察官等による拳銃等の譲受け 等に関すること。 5 麻薬、覚醒剤、大麻等薬物事犯 の取締りに関すること。 6 特殊詐欺の捜査に関すること。 6 その他特命事項
	組織犯罪 捜査第二	
	組織犯罪 捜査第三	
	組織犯罪 捜査第四	
	組織犯罪 捜査第五	

<u>組織犯罪 搜查第六</u>		
<u>組織犯罪 搜查第七</u>	<u>組織犯罪 搜查第三</u>	
<u>組織犯罪 搜查第八</u>		
<u>組織犯罪 搜查第九</u>		
<u>組織犯罪 搜查第十</u>	<u>組織犯罪 搜查第四</u>	
略		
機種捜査 隊		<u>(副隊長)</u> 略
略		
運転免許		略

<u>組織犯罪 搜查第六</u>		
<u>組織犯罪 搜查第七</u>	<u>組織犯罪 搜查第三</u>	
<u>組織犯罪 搜查第八</u>		
<u>組織犯罪 搜查第九</u>		
<u>組織犯罪 搜查第十</u>	<u>組織犯罪 搜查第四</u>	
略		
機種捜査 隊		<u>点務</u> 略
略		
運転免許		略

講習	略	<p>1 略</p> <p>2 高齡運転者の安全運転相談に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</p> <p>3・4 略</p>
免許	免許第一	<p>1 <u>運転免許証の作成及び交付に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>2 <u>運転免許証の更新に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>3 <u>適性検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>4 <u>更新時講習に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>5 <u>運転免許証の記載事項変更に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>6 <u>優良運転者の賞揚に関すること</u></p>

講習	略	<p>1 略</p> <p>2 高齡運転者の運転適性相談に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</p> <p>3・4 略</p>
免許	免許第一	<p>1 <u>運転免許証の作成及び交付に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>2 <u>運転免許証の更新に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>3 <u>適性検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>4 <u>更新時講習に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>5 <u>運転免許証の記載事項変更に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。</u></p> <p>6 <u>優良運転者の賞揚に関すること</u></p>

<p>(都留分室において取り扱う事務を除く。)</p> <p>7 運転免許台帳の整理及び保管に関すること。</p> <p>8 運転者管理システムに関すること。</p>		略	
都留分室	略	高齢運転者支援	<p>1 略</p> <p>2 高齢運転者の安全運転相談に関すること。</p> <p>3・4 略</p>
略		略	
警備第一		略	略
略	略	情報第四	略
		情報第三	

<p>(都留分室において取り扱う事務を除く。)</p> <p>7 運転免許台帳の整理及び保管に関すること。</p> <p>8 運転者管理システムに関すること。</p>		略	
都留分室	略	高齡運転者支援	<p>1 略</p> <p>2 高齡運転者の運転適性相談に関すること。</p> <p>3・4 略</p>
略		略	
警備第一		略	略
略	略	情報第四	略
		情報第三	

	情報第四	略
	情報第五	
略		略
略		略

別表第2 (第3条関係)

警察署の課及び係別分掌事務

警察署	課	係	分掌事務
甲府警察署	略	略	略
		組織犯罪対策第三	

	情報第四	略
	情報第五	
略		略
略		略

別表第2 (第3条関係)

警察署の課及び係別分掌事務

警察署	課	係	分掌事務
甲府警察署	略	略	略
		国際捜査	

略	略	略	略	略
南甲府警察署	略	組織犯罪対策	略	略
			組織犯罪対策第三	
略	略	略	略	略
南アールプス警察署	略	刑事	略	略
			捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
			捜査第二	本部捜査第二課及び糸田組織犯罪対策課の所掌に属する事項
略	略	略	略	略

略	略	略	略	略
南甲府警察署	略	組織犯罪対策	略	略
			国際捜査	
略	略	略	略	略
南アールプス警察署	略	刑事	略	略
			捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
			組織犯罪対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項
略	略	略	略	略

略		略		
日下部警察署	略	刑事	略	
			捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
			捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
略		略		
略		略		
大月警察署	略	警務	略	
			略	警察安全相談
			略	警察安全相談

略		略		
日下部警察署	略	刑事	略	
			捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
			組織犯罪対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項
略		略		
略		略		
大月警察署	略	警務	略	
			略	警察安全相談
			略	警察安全相談

	留置管理	
略		
刑事	略	
	捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
略		
略		

	留置管理	
略		
刑事	略	
	捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
	組織犯罪対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項
略		
略		

第4号様式

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令新旧対照表（第2条関係）

新				旧					
別表第2（第18条関係） 警察本部の文書記号				別表第2（第18条関係） 警察本部の文書記号					
所属名	所属記号	担当名等	係記号	所属名	所属記号	担当名等	係記号		
総務室 略	会	略		総務室 略	会	略			
								予算	予
								調度	調
								略	略
略				略					

南部	南カブス	南甲府	甲府	葎崎	笛次	富士吉田
笛次	甲府	南甲府	南カブス	葎崎	富士吉田	
日下部	笛次	南甲府	甲府	南カブス	葎崎	富士吉田
富士吉田	笛次	南甲府	甲府	葎崎	南カブス	
大月	富士吉田	笛次	南甲府	甲府	南カブス	葎崎
上野原	富士吉田	笛次	南甲府	甲府	南カブス	葎崎

南部	南カブス	南甲府	甲府	葎崎	笛次	富士吉田	大月
笛次	甲府	南甲府	南カブス	葎崎	富士吉田	大月	
日下部	笛次	南甲府	甲府	南カブス	葎崎	大月	富士吉田
富士吉田	大月	笛次	南甲府	甲府	葎崎	南カブス	
大月	富士吉田	笛次	南甲府	甲府	南カブス	葎崎	
上野原	大月	富士吉田	笛次	南甲府	甲府	南カブス	葎崎